

## 遺産分割事案の着手金・報酬金の早見表

弁護士法人横浜りんどう法律事務所

法定相続分額／獲得金額	着手金%	着手金の額	報酬金%	報酬金の額
1200万円まで	—	33万円	—	33万円又は獲得額の5.5%
1300万円	2.64%	34万円	5.28%	68万円
1400万円	2.53%	35万円	5.06%	70万円
1500万円	2.53%	37万円	5.06%	75万円
1700万円	2.42%	40万円	4.84%	81万円
2000万円	2.31%	46万円	4.62%	92万円
2500万円	2.20%	55万円	4.40%	110万円
3000万円	2.20%	66万円	4.40%	132万円
3500万円	2.09%	72万円	4.18%	146万円
4000万円	2.09%	83万円	4.18%	167万円
4500万円	2.09%	93万円	4.18%	188万円
5000万円	1.98%	99万円	3.96%	198万円
6000万円	1.98%	118万円	3.96%	237万円
7000万円	1.98%	138万円	3.96%	277万円
8000万円	1.98%	158万円	3.96%	316万円
9000万円	1.98%	178万円	3.96%	356万円
1億円	1.87%	187万円	3.74%	374万円

- ※ 上記費用は全て税込の表記となっています（上記%にも消費税%を加算しています）。
- ※ 遺産分割事案の着手金（ご依頼時にいただく金額）と報酬金（終結時にいただく金額）の最低金額は33万円（税込）です。
- ※ 預金口座等の調査・解約手続を行う場合には、1口座1万1000円（税込）＋実費がかかります。
- ※ 強く争われる金額（例えば特別受益の有無、遺産の存否（遺産を隠匿等を含む）、不動産時価の争い）について、弁護士交渉により増額した額に対しての報酬金の%は10%となります。
- ※ 交渉から調停移行時に追加着手金は発生しませんが、審判移行、即時抗告する場合は追加着手金（当初着手金の半額）が発生します。
- ※ 不動産の時価額は、原則として時価を基準とします。
- ※ 特殊・複雑な事案／法定相続分が1億円以上の事案については、別途お見積もりいたします。
- ※ 登記を要する場合の登記報酬は別途お見積もりいたします。
- ※ 実費（郵便切手代・印紙代・交通費等）及び日当がかかる場合があります。